

文教警察委員会会議記録

文教警察委員長 元吉 俊博

1 日 時

令和2年9月24日（木） 午後1時00分から
午後3時58分まで

2 場 所

第2委員会室

3 出席した委員の氏名

元吉俊博、清田哲也、志村学、木付親次、馬場林、平岩純子、堤栄三

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

高橋肇

6 出席した執行部関係者の職・氏名

教育長 工藤利明、警察本部長 竹迫宜哉 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第80号議案のうち本委員会関係部分及び第93号議案から第95号議案までについては、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
請願9については、賛成少数をもって不採択すべきものと決定した。
- (2) 第82号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、賛成多数をもって決定した。
- (3) 大分県長期計画の実施状況について、公社等外郭団体の経営状況等について、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について並びに損害賠償に係る求償権等についてなど、執行部から報告を受けた。
- (4) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることとした。
- (5) 県外所管事務調査については実施しないこととし、参考人招致及び県内所管事務調査の実施について協議した。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課議事調整班 主査 吉野美穂

政策調査課政策法務班 主査 中川悠

文教警察委員会次第

日時：令和2年9月24日（木）13：00～

場所：第2委員会室

1 開 会

2 警察本部関係

13：00～14：00

(1) 付託案件の審査

第 80号議案 令和2年度大分県一般会計補正予算（第6号）
（本委員会関係部分）

(2) 諸般の報告

①大分県長期総合計画の実施状況について

②公社等外郭団体の経営状況等について

（公益財団法人暴力追放大分県民会議、公益財団法人大分県交通安全協会、公益財団法人大分県防犯協会）

③職員の新型コロナウイルス感染判明時における県警の対応状況について

(3) その他

3 教育委員会関係

14：00～15：50

(1) 合い議案件の審査

第 82号議案 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について

(2) 付託案件の審査

第 80号議案 令和2年度大分県一般会計補正予算（第6号）
（本委員会関係部分）

第 93号議案 大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について

第 94号議案 物品の取得について

第 95号議案 工事請負契約の締結について

請 願 9 国の責任による20人学級を展望した少人数学級の前進を求める意見書の提出について

(3) 諸般の報告

①大分県長期総合計画の実施状況について

②教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

③損害賠償に係る求償権等について

④教員の酒気帯び運転での検挙について

⑤令和2年度大分県学力定着状況調査の結果について

⑥大分県文化財保存活用大綱について

- ⑦第2期スポーツ推進計画骨子について
 - ⑧公社等外郭団体の経営状況報告
(公益財団法人大分県スポーツ協会、公益財団法人大分県奨学会)
 - ⑨県立学校学生寮(竹田市設置)における事案について
- (4) その他

4 協議事項

15:50~16:00

- (1) 閉会中の継続調査について
- (2) 参考人招致及び県内所管事務調査について
- (3) その他

5 閉 会

会議の概要及び結果

元吉委員長 ただいまから、文教警察委員会を開きます。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案4件、請願1件及び総務企画委員会から合議のあった議案1件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより警察本部関係の審査に入ります。

まず、付託案件の審査を行います。第80号議案令和2年度大分県一般会計補正予算（第6号）のうち、警察本部関係部分について執行部の説明を求めます。

竹迫警察本部長 初めに私から一言御挨拶を申し上げます。

元吉委員長をはじめ委員の皆さま方には、平素から警察業務の各般にわたり、深い御理解と力強い御支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

本日の委員会では、付託案件1件について審査いただき、その後諸般の報告として、大分県長期総合計画の実施状況についてほか2件の案件を説明します。

それぞれについては、担当部長等から御説明します。どうぞよろしくお願ひします。

森實警務部長 第80号議案令和2年度大分県一般会計補正予算（第6号）のうち、警察本部関係について御説明します。

お手元の大会議定例会議案の6ページをお開きください。

第9款警察費の歳出予算の補正額は1億7,401万3千円の増額で、これを既定額に加えると、補正後の総額は270億3,692万3千円となります。

項別では、補正額の全額が、第1項警察管理費です。

その内容について、別冊の令和2年度補正予算に関する説明書（補正第6号）により御説明します。

49ページをお開きください。

今回の補正予算額は、第2目警察本部費の感染症対策強化事業費8,188万9千円及び第

4目警察施設費の交通安全施設整備費9,212万4千円に計上しており、そのうち感染症対策強化事業費については、新規事業となります。

事業内容としては、警察活動に伴う感染症対策の充実・強化を図るため、サージカルマスク、防護服セットなどを整備するほか、テレビ会議システムやテレワーク用端末の整備を行うものです。

また、年間約16万人の県民が利用する運転免許センターの衛生環境を改善するため、受付時の集中混雑を解消し、いわゆる三つの密の回避を目的とした受付管理システムを整備するほか、換気設備の改修として、各種講習で利用する学習ホールの開閉できないガラス窓を開閉式にするものです。

交通安全施設整備費については、新型コロナウイルス収束後を見据え、今後は車を利用する観光客の増加が見込まれるため、交通量の多い地域の交通情報提供装置を更新するほか、観光地周辺の黄色実線（中央線）を塗り直し、安全で快適な交通環境を提供するものです。

元吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

堤委員 運転免許センターの受付の混雑を解消するということですが、あそこに行くと、受付にずっと並んでいるが、管理システム導入でどうなりますか。

木村交通部長 今は、窓口の受付時に3密を回避するためテープを貼って間隔を取り、多いときは少し待機していただきとお願いしています。今度機械を入れ、管理システムでQRコードを読み込むと、そろそろ順番が来たなと分かり、人の集中を防ぐことができます。

元吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 ほかに御質疑等もないので、これで質疑を終わります。

なお、採決は教育委員会の審査の際に一括し

て行います。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があるのでこれを許します。

まず、①の報告をお願いします。

森寛警務部長 大分県長期総合計画の実施状況について御説明します。

お手元の資料別冊大分県長期総合計画の実施状況についてを御覧ください。

これは、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に基づき、毎年報告しているものです。安心・活力・発展プラン2015について別冊で報告します。

また、まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略基本目標・施策KPI達成状況についても別紙としてお配りしています。これは別冊に記載している目標指標から、総合戦略に掲げた基本目標と施策KPIを抜き出したものです。あわせて参照願います。

それでは、別冊の1ページをお開きください。指標による評価や指標以外の観点からの評価、施策に対する意見・提言により、59施策の総合評価の結果を記載しています。

施策の進捗状況は、AからDの4段階での評価としていますが、施策の進捗が、順調に進んでいるA評価、及び概ね順調に進んでいるB評価は、表の上から3行目にあるように、58施策で全体の98.3%となっています。

また、やや遅れているC評価は1施策となっています。

次に2ページをお開きください。目標指標の進捗状況についてですが、これは、プラン2015の各施策に設定された99の目標指標のうち、令和元年度の目標値の設定のある97の目標指標の達成状況を記載したものです。

表の1行目にあるように、達成から著しく不十分までの4段階の区分としています。

97指標のうち、元年度進捗状況が達成及び概ね達成であったものは、表の上から3行目にあるように、83指標で全体の85.5%となっています。

なお、3ページには、令和元年度に実施した

事業の評価結果を記載した主要な施策の成果（事務事業評価）、332ページ以降に、参考資料として、政策・施策ごとの令和元年度の目標値に対する達成度及び最終年度令和6年度の目標値に対する達成度を一目で分かるようレーダーチャート方式で示していますので、後ほど御覧ください。

4ページにお戻りください。

総合評価の一覧表を、4ページに安心、次の5ページに活力、6ページに発展と分野別に掲載しています。

それでは、警察本部が所管する施策について御説明します。

資料の73ページをお開きください。

政策名は、安全・安心を実感できる暮らしの確立です。

このうち、警察本部に関する施策は、ページの左側の中ほど、Ⅲ政策を構成する施策の評価結果の欄の1犯罪に強い地域社会の確立及び2人に優しい安全で安心な交通社会の実現の二つです。

74ページをお開きください。

一つ目の施策、犯罪に強い地域社会の確立についてですが、ページ中ほどのⅡ目標指標欄のi 刑法犯認知件数とii 特殊詐欺被害件数を御覧ください。

i 刑法犯認知件数については、令和元年の目標値3,250件以下に対し、実績は、3,018件で、達成度は、107.1%でした。

この要因については、Ⅲ指標による評価に記載のとおり、地域の実態に即した犯罪抑止対策や地域住民と協働した防犯活動などによる効果が出たものと考えています。

次に、ii 特殊詐欺被害件数については、令和元年の目標値130件以下に対し、実績は118件で、達成度は109.2%でした。

この要因については、これまでのコールセンター事業や各種媒体を活用した広報啓発活動等に加えて、金融機関・コンビニ等と連携した水際対策による効果が出たものと考えています。

続いて78ページをお開きください。

二つ目の施策、人に優しい安全で安心な交通

社会の実現について御説明します。

ページ中ほどのⅡ目標指標欄のi交通事故死者数とii交通事故負傷者数を御覧ください。

i交通事故死者数については、令和元年の目標値38人以下に対し、実績は41人で、達成度は92.1%となり、僅かながら目標の達成に至りませんでした。過去3番目に少ない死者数となりました。

この要因については、県民の交通安全意識の高揚を図り、関係機関・団体と連携し各種取組を推進した効果が出たものと考えています。

次にii交通事故負傷者数については、令和元年の目標値4,600人以下に対し、実績は3,765人となり、達成度は118.2%でした。

この要因については、交通ボランティア等と連携した街頭啓発活動や交通事故発生状況の分析に基づく交通事故抑止対策を推進した効果が出たものと考えています。

資料の76ページから77ページ及び80ページから82ページについては、それぞれの施策を構成する事業の事務事業評価を記載しているので、参考としてください。

元吉委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 別に御質疑等もないので、続いて②の報告をお願いします。

古長組織犯罪対策課長 警察本部が所管する公社等外郭団体の経営状況等を御報告します。

警察本部が所管する団体のうち、大分県公社等外郭団体に関する指導指針に基づき報告する団体は3団体です。

県の出資比率が25%以上等の指定団体は、公益財団法人暴力追放大分県民会議及び公益財団法人大分県交通安全協会の2団体です。

出資比率が25%未満のその他の出資等団体は、公益財団法人大分県防犯協会の1団体です。

県出資法人の公益財団法人暴力追放大分県民会議の経営状況について御説明します。

経営状況の説明に入る前に、暴力追放大分県民会議の概要について簡単に説明します。

当団体は、暴力のない明るく住みよい大分県の実現に寄与することを目的に、平成3年8月8日に財団法人として設立され、平成4年5月22日に暴力団対策法に基づき、県公安委員会から暴力追放運動推進センターとして指定を受け、暴力団排除活動における県の中核として活動しています。

また、平成25年2月28日には、国家公安委員会から、平成24年に改正された暴力団対策法に基づき、暴力団事務所周辺の住民の委託を受け、暴力団事務所の使用差止めの代理訴訟ができる適格都道府県センターとしての認定を受けています。

それでは、当団体の経営状況について御説明します。

お手元の文教警察委員会説明資料1ページをお開きください。

当団体の存立基盤について御説明します。

項目2を御覧ください。

当団体の主たる財源は、基本財産の運用収入及び賛助金等からなっています。

基本財産の6億950万円は、県から4億6,500万円(76.3%)、市町村や企業等から1億4,450万円の出資を受けたものです。

次に、事業内容について御説明します。

項目3を御覧ください。

当団体は、暴力根絶のための啓発及び広報活動や暴力団員による不当な行為に関する相談業務などを行っています。

次に、令和元年度決算状況について御説明します。

項目4を御覧ください。

財務状況については、当期正味財産増減額は、47万9千円増加して正味財産期末残高は、6億2,654万8千円となっています。

資産関係については、資産総額6億3,240万9千円であり、負債総額586万1千円で、正味財産(純資産)6億2,654万8千円となります。

負債の主なもの、職員の退職金の積立てであり、借入金もなく経営状況は安定しています。

次に、問題点、懸案事項及びその対策について

て御説明します。

項目5、6を御覧ください。

懸案事項ですが、経営状況はここ数年安定しているものの、公益事業を効果的に推進するためには、賛助会員の拡大等県民の協力を得る必要があります。

しかしながら、近年の経済動向の影響により、賛助会員の獲得が困難化の傾向にあります。

大分県警察としては、責任者講習や不当要求調査活動などといった当団体のあらゆる活動を通じて、広く県民に広報するなどして活動状況に理解を求め、新規賛助会員の開拓に努めるよう指導監督するとともに、より緊密な連携を図りながら暴力団排除活動を推進します。

日本一安全な大分県の実現には、暴力団排除活動は非常に重要な活動です。同団体の活動に対して、御理解と御協力をお願いします。

三浦交通企画課長 続いて、交通企画課が所管する公益財団法人大分県交通安全協会の経営状況等について御報告します。

文教警察委員会説明資料の2ページを御覧ください。

項目2のとおり、当団体への県からの出資金はありませんが、運転免許更新時講習事務や保管場所入力業務等、県の事務と密接な関係を有する事業を多く行っていることなどから、特に指導監督する必要がある団体になっています。

項目3の事業内容ですが、交通安全思想普及のための広報啓発や交通安全教育、交通秩序維持のための優良運転者の育成や運転者教育等の交通事故防止活動を実施しています。

項目4の令和元年度の決算状況については、下線を引いた当期正味財産増減額3,249万2千円の増加となっています。

主な要因としては、運転免許更新者数の増加に伴う会費収入の増加や自動車学校の入校生増加に伴う事業収益の増加があげられます。

項目5の問題点及び懸案事項については、平成26年から平成28年にかけて実施した財政再建計画により経常黒字となりましたが、平成29年度から30年度は会費収入や講習収益が減少し、赤字となりました。

令和元年度は、再び経常黒字となりましたが、今後は、運転免許更新者数や証紙売捌手数料収益の減少に伴い、経常赤字となることも懸念されます。

こうした課題については、項目6の対策及び処理状況に記載のとおり、今後は免許更新者の減少が予想される見込みなので、委託業務の契約内容の見直しや業務の効率化などについて、必要な指導、助言を行います。

二宮生活安全企画課長 最後に、生活安全企画課が所管する公益財団法人大分県防犯協会の経営状況等について御報告します。

文教警察委員会説明資料の3ページをお開き願います。

大分県防犯協会は、県知事の認定を受け、平成23年4月1日に公益財団法人へ移行しました。

項目2のとおり、同団体への県の出資額は200万円で、県出資比率は7%です。

人的支援の状況ですが、大分県防犯協会への県職員の業務援助はありません。

項目3の事業内容ですが、同団体は、防犯思想の普及及び高揚並びに犯罪の防止、少年非行の防止及び青少年の健全育成等の活動を実施しています。

次に、項目4の財務状況ですが、当期正味財産額は11万5千円増加し、正味財産期末残高は3,561万7千円です。

また、経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額は26万9千円増加しています。

これは、前年に比べ、賛助会入会金や自転車防犯登録手数料等による収益は減収したが、職員の給料手当・福利厚生費等の支出を抑えたことで黒字収支となったものです。

最後に項目5の問題点及び懸案事項、項目6の対策及び処理状況についてです。

ここ数年、経営状況は安定していますが、賛助会費収入について、昨年度は若干減少し、賛助会員数は近年減少傾向にあります。

防犯思想の普及等の公益事業を効果的に推進するためには、賛助会員の拡大など県民の理解と協力が不可欠です。

そのための対策として、同団体ではホームページや広報誌等を活用して団体の活動状況を広く県民に広報して理解を求めるとともに、各種行事を通じての呼びかけ、当団体役員による企業の訪問等により、各種団体への協力依頼等を行っています。

警察本部としても、自主防犯活動の中核である同団体に対して、引き続き安定した運営と効果的な事業活動について必要な助言を行います。

元吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

堤委員 公益財団法人暴力追放大分県民会議の代理訴訟の関係ですが、最近、法律の改正で事務所を開くことはなかなか厳しくなり、そう簡単にできないと思うが、去年の代理訴訟の状況はどのようなか。数年前に何かあったという話を聞いたので、そこら辺の状況を教えてください。

古長組織犯罪対策課長 大分県では、代理訴訟はまだ行われていません。他県では数件行われていますが、この適格センターに基づく代理訴訟は行われていないのが現状です。

堤委員 大分県内の場合、借りている住居を出ていけと言う状況はあるの。実際、そういう関係の団体が借りている状況はありますか。それとも基本的に自己所有という状況ですか。

古長組織犯罪対策課長 県内の場合、自己所有です。

元吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 交通安全協会の会費を納めない、入らない人がだんだん増えている話を聞きますが、状況はどうですか。

木村交通部長 交通安全協会の会費を納めている人の率は、昨年が40.7%です。もっと低かったこともあります。安全協会もいろいろ窓口の場所を変えたり、ホームページで活動を広報したり努力し、今のところ40.7%という状況です。

元吉委員長 分かりました。

私は納めるのが当たり前とっていたが、今はそうじゃないので、何かメリットを付けて納

付率を上げてください。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 ほかに質疑等もないので、③の報告をお願いします。

森實警務部長 本年8月18日、大分東警察署の警察官1名が新型コロナウイルスに感染しました。

感染判明を受け、県警察では保健所と連携の上濃厚接触者を特定し、自宅待機を指示するとともに、業者による庁舎消毒を行い、来署される県民や、他の職員への感染拡大防止に努めました。

こうした措置により、今回の感染による警察業務への支障はありませんでしたが、県警察として、手指消毒やマスクの着用、3密の回避など、これまで実施してきた基本的な対策を再徹底し、引き続き感染予防に万全を期します。

また、今後も感染が確認された場合は、県民の不安を払拭するため、感染した職員の個人情報保護にも配慮しながら、職員の行動歴や県警の対応等について、速やかに広報を行います。

元吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 別に質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

平岩委員 1点は未解決事件のことです。

2016年、五條堀さんが横尾でいなくなって4年経過しますが、いつもあそこを通るたび、五條堀さんはどこに行ったのかなと思います。あれはどんな事件なのか、御本人がいなくなったのか、拉致されたのか、全然分からないですが、全く情報が出てこない。私たちにも聞かされないのととても不安です。

もう1件は、今年3月の安心院の親子殺害事件です。これは明らかに殺人事件で、両方の事件ともそれぞれの所轄の警察署が捜査していると思いますが、この事件が少しでも先が見えないと県民はとても不安なので、少し思いを伝え

てください。

もう1点は細かいことですが、一方通行の道路が大分市内も別府市内も結構あり、私も間違えて入っちゃいけないと思い、随分気を付けますが、完全に間違えて入っている人が時々います。向こうは全然間違えて入っている意識はなく、私がえっという顔をすると、何よという顔をされますが、どうしてなんだろうと。

ある場所は周りに駐車場がいっぱいあり、他県から来た人がその駐車場から出てくると、どっちも行っていいと判断されるのかなと思うし、一方通行の行っちゃいけない先に信号機が見えると、ここは通ってもいいと思われるかなと。どうしてそこに信号機があるのかとずっと不思議に思っていたので、とても雑ばくな言い方ですが、一方通行がきちっと分かってもらえるようにするにはどうしたらいいかお知らせください。

筒井生活安全部長 五條堀さんについて少し説明します。

近隣住民の方の不安もそうですが、御両親の心情いかばかりかと察するに余りあり、私どもは一刻も早く発見したいところです。

行方不明から9月26日で4年が経過し、これまで事件と事故両面で生活安全部と刑事部が連携し、いろんな発見活動を行ってきました。

具体的には、横尾地区の全世帯2,292世帯の聞き込み、側溝をさらえたり、ため池の水を抜いたりして捜索してきました。

これまでに寄せられた情報も全部で236件あり、今年になって22件の情報が寄せられ、その情報を基に掘り下げて追跡捜査していますが、今のところ、五條堀さんの発見につながる情報を得ていないのが実情です。

4年になりますが、事件というか、事故の風化を防ぐためにも、また発生の日には一般市民に、駅とかでチラシを配ったり、ポスティングしたりして情報提供を呼びかけていこうと思っています。今後、警察も御両親の意向を確認しながら、やれることはまだないのか、絶対に見つけるという気持ちで継続していきます。

原田刑事部長 2月2日に宇佐市安心院町で発

生した親子2人の殺人事件は、9月2日で既に7か月経過しました。

県警察では、事件発生当初から宇佐警察署に捜査本部を設置し、宇佐警察署員はもとより、警察本部の刑事部捜査一課員等々の本部員も宇佐署に行き、向こうで捜査しています。

9月2日現在、延べ捜査員1万3,200人ほどが従事し、一生懸命犯人検挙に向け捜査を展開しています。

捜査の進捗状況は、捜査に支障があるので、詳細な答えは控えますが、周辺の近隣住民をはじめ、多くの世帯への聞き込み捜査等をして、一般の方からの情報提供等もあり、9月2日現在、約650件の情報を得ています。

ただ、直接犯人に結び付くような情報はないのですが、いろんな情報をいただいているので、この情報を掘り下げたり、新たな情報を求め聞き込み捜査を継続したりしています。

委員が言われるように、近隣住民をはじめ、県民の不安は検挙しないと払拭されないと思います。一日も早い解決に向け、捜査員も一生懸命頑張っており、引き続き御支援をお願いします。

木村交通部長 一方通行路を逆行していった先の出口の交差点に何で対面の信号があるのか、勘違いするじゃないかというお話ですが、大分県の一方通行の規制は軽車両を除くとなっています。よく見るのが、クロネコヤマト等の自転車の後ろに付いた荷車やリヤカー、ああいうのは逆行してもよくて、逆行してきたとき、その交差点で対面の信号を見るためのものです。

それと駐車場から出たとき、よそから来た人が一方通行と分からないじゃないかという話もありましたが、脇道からであれば、右左折禁止の規制がかかっています。また、一方通行の入口は進入禁止の標識がありますが、駐車場から出るところは確かにないところもあり、そういったところは管理者の方にもお願いして、こっちは行けませんという標示をしているところもあります。信号機が付いているのは、そういった軽車両を規制するための信号と御理解ください。

堤委員 先頃、全国の警察で犯罪捜査に顔認証システムの活用を始めたと報道されていましたが、専門用語でC I S—C A T Sというそうですが、大分県でそういう機能の検討とか状況はどうなっていますか。

県では、これまでも違法な隠しカメラ問題等もあって、人権保護やプライバシーの問題とか、そういう指針もあの事件以来厳しくなってきたと思うが、顔認証は今どういう状況か、報告してください。

原田刑事部長 新聞等々で報道されているお尋ねのシステムは、今年3月1日から運用を開始しています。

具体的な方法は、防犯カメラなどで撮影された被疑者の顔画像と警察が保有している過去に逮捕されたことのある被疑者写真のデータを照合し、防犯カメラ等で撮影された被疑者の顔画像がどの被疑者に似ているか抽出し、そこから捜査するものです。

新聞報道にもプライバシー等々の関係がありました。そのシステム自体を操作する捜査員は本部捜査員に限定しています。もちろん、そのシステムを使うにあたり、担当上司の事前決裁を受けた上で運用する形を取っていて、これを実際使った翌日——翌勤務日に、照会した内容を上司が確認し、点検しています。また、月に一回は所属長で照会した結果をしっかりと確認しており、プライバシーの関係には十分配慮しながら運用しています。

堤委員 なかなかデータの一致は難しいと思うが、中国のものだとぱっと出るようです。犯罪者の顔認識は、基本的にデータで点検及び保存されており、それと防犯カメラの画像をシステムから判断する仕組みになっていると思います。ただ、監視カメラ、防犯カメラ画像がいいのと悪いの、いろいろあるでしょう。そこら辺の判定は、似ているから取りあえず捜査してみようというのか。状況はどうですか。

原田刑事部長 具体的には捜査上、支障があるので詳細な答えは控えますが、覆面をかぶっていたりすれば顔認証云々という話にはなりません。ある程度の写真が防犯カメラで映っていれば、それを基に被疑者写真と照合し、似ている人を何人か抽出するシステムです。

また、警察の捜査は、これで似ているからと、一番似ている者を被疑者と決めつけて捜査を進めていくやり方は取っていません。過去にも似ているみたいな話から誤認逮捕という事例があったので、他の捜査と加味しながら、最終的には被疑者を検挙する方向で捜査しています。

馬場委員 土木かも分からないですが、安心院でラウンドアバウト——交差点を丸くしていくのを会派でも見に行こうと思っていますが、それをしたことで事故が今まで起こっているのかどうか。

それを今後広げるのかどうか、その辺を含め、今まで試し期間があったと思うので教えてください。

木村交通部長 昨年10月から安心院支所のところで社会実験をやっていますが、実験開始以来、事故が7件ほどあり、そのうち2件は人のけががある事故でした。

御覧になると分かると思いますが、普通の信号がある十字の交差点と違い、曲がって入らなくてはならないので、交差点に入るのにスピードが出ないので、ああいう交差点にすると大きな事故は起こらなくなります。

それと、電気がいらないので、災害等で信号が消えて交差点で事故が起これるかといったこともなくなります。丸型をつくるのに土地が結構必要です。そういった立地条件等が整えば、今後もできる場所は県の土木等と協議しながら進めます。

清田副委員長 平成19年7月だったと思います。通称飲んだらのれん条例制定以降、全体として飲酒運転の減少は図られていますが、昨今、どうしても飲酒運転のニュースを目にする頻度が高い印象を持っています。飲酒運転の現状等を御説明ください。

木村交通部長 飲酒運転の関係は、御存じと思いますが、平成18年8月に福岡の海の中道で幼児3人が死亡する飲酒運転の交通事故を契機に、飲酒運転根絶が全国的に高まり、警察も取締りをはじめ、諸対策を強化しました。

それと連動するように平成19年9月からは法が一部改正になり、飲酒運転を助長する行為、車を貸したり、車で来ているのが分かっているのに酒を出したり、飲酒運転の車に乗ったり、そういうものが罰則を科されるようになりました。

さらに、平成21年6月からは飲酒運転に対する行政処分、免停とか点数が厳しくなり、具体的には、酒気帯び運転、政令で呼気0.25ミリグラム以上出ると25点で、一発で2年間の免許取消しになりました。

昔、私どもが若い頃は0.25ミリグラム出ても6点で、30日の免停で一日講習に行けばいいような時代もありましたが、このように厳罰化されています。

また、罰としても、酒気帯びでも3年以下の懲役、若しくは50万円以下の罰金、酒酔いになると点数は35点で、3年間の取消しと5年間の懲役、または100万円以下の罰金というように強化されました。

そして、本県では、今副委員長から話があったように、平成19年7月に大分県飲酒運転根絶に関する条例が制定され、「飲んだらのれん」を合い言葉に飲酒運転を許さない社会づくりを進めてきました。

その結果、条例制定前は毎年100件以上、飲酒運転による人身事故が発生していましたが、直近の平成18年は108件、翌年の平成19年は56件と半減し、平成29年には26件まで減りましたが、その後、少し増えたりしながら、昨年は31件、本年も8月末現在19件で、いまだに飲酒運転は後を絶たず、ゼロになっていない状況です。

特に飲酒運転による交通死亡事故は平成19年以降も毎年発生し、本年も既に3人の方が飲酒運転による事故で命を落としているという非常に厳しい状況です。

これに対し、違反の検挙状況は、条例制定前の平成18年は県下で1,421件の飲酒運転を検挙し、条例が制定された平成19年には半分以下、約3分の1の598件と激減しましたが、これも昨年は228件、まだ200件以上

の飲酒運転が後を絶っていません。

こうしたことを踏まえ、県警察では飲酒運転の根絶に向け、取組を強化しています。具体的には、取締りを強化、検問するのはもちろん、県民の協力を得て、ハンドルキーパー運動などを行っています。

ただ、キャンペーンソングの「飲んだらのれん」をずっと流していましたが、今年はまだ一回、もっと多くのところに流してもらうよう、各警察署を通じて働きかけ、広報啓発のさらなる活性化を行います。

加えて、飲酒運転の危険性は、飲酒運転をすると死亡事故を起こす確率は約8倍ぐらいあるという研究結果もあり、飲酒運転による事故がいまだにこれだけあるような実態についての交通安全教育も強化し、飲酒運転根絶を図ります。

元吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 ほかにないようなので、これをもって警察本部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

執行部が入れ替わるので、暫時休憩します。再開は、午後1時55分とします。

13時48分休憩

13時55分再開

元吉委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。これより、教育委員会関係の審査を行います。

本日は、委員外議員として高橋議員に出席いただいています。委員外議員の方が発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう要点を簡潔に御発言願います。

ではまず、総務企画委員会から合い議があった議案1件について審査を行います。

第82号議案行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正についてのうち、教育委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

工藤教育長 初めに私から一言御挨拶申し上げます。

委員の皆さまには日頃から教育行政の推進に御協力、御尽力をいただいておりますことに感謝申し上げます。ありがとうございます。

また、このたびは教員が相次いで飲酒運転で逮捕されるという事態が発生してしまいました。大変な御心配をおかけして、改めておわび申し上げます。

本日の委員会では、合い議案件1件、付託案件5件、諸般の報告9件について、説明、報告します。

関係事項はそれぞれ担当課長から説明しますのでよろしくお願ひします。

山上教育財務課長 第82号議案行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について御説明します。

お手元に配付している文教警察委員会資料の1ページをお開きください。

1改正内容については、四角囲みにあるとおり、県が独自にマイナンバーを利用するためには、当該事務を条例に規定する必要がある、今回の改正では、いわゆるマイナンバー条例の別表に高等学校専攻科修学支援金の支給に関する事務を追加するものです。

具体的には、2改正理由にあるとおり、海洋科学高校専攻科に通う住民税非課税世帯の生徒を対象として、令和2年度に創設した高等学校専攻科修学支援金の審査手続に、令和3年度からマイナンバーの利用を可能とするものです。

これにより、申請者の課税情報がマイナンバーで確認できるようになるため、申請時及び認定後の審査に必要な課税証明書の添付が不要となり、申請者の負担軽減が図られることとなります。

施行期日は、公布の日としています。

元吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

堤委員 改正内容に書いているとおり、マイナンバーとひも付ける問題で、今度初めて海洋科学高校の部分についてひも付けしますが、教育委員会として、今回以外にマイナンバーを使っ

たものが何かありますか。

山上教育財務課長 高校生一人9,900円の授業料を、年収910万円未満の方に対して支払っている就学支援金は法律で定められており、既にマイナンバーを使っています。

そのほか、特別支援教育就学奨励費や学び直しの支援金、あるいは奨学給付金の事務は独自条例の事務として規定しています。

堤委員 実際、マイナンバーを使ってこれをしている人はどれくらいの割合いますか。

山上教育財務課長 基本的には、1万8,200人程度の方に就学支援金を出していますが、その方々はマイナンバーでやっています。

堤委員 1万8千人の方々は未成年だろうから、親が申請し、マイナンバーとひも付けしているという認識ですか。

山上教育財務課長 そうです。マイナンバーの番号を申し出てもらい、それを登録しているということです。

元吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 委員外議員の方は、質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 ほかに質疑等もないので、これより採決します。本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに、御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

元吉委員長 御異議があるので挙手により採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに賛成の方は挙手願ひします。

〔賛成者挙手〕

元吉委員長 賛成多数です。

よって本案は原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定しました。以上で、合い議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査を行います。

まず、第80号議案令和2年度大分県一般会

計補正予算（第6号）のうち、教育委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

山上教育財務課長 議案書の1ページをお開きください。

第80号議案令和2年度大分県一般会計補正予算（第6号）の教育委員会所管分について御説明します。

別冊令和2年度補正予算に関する説明書（補正第6号）では、51ページから52ページにかけて記載していますが、委員会資料の2ページで説明します。

表の一番下、二重線で囲っていますが、教育委員会の補正予算額は、右から2列目の欄にあるとおり2億5,100万2千円の増額です。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に加え、社会教育活動の活性化や新しい生活様式に即した環境改善等に必要となる経費について、補正するものです。この結果、補正後の予算総額は、その右の欄にあるように1,179億5,054万2千円となります。

個別事業の説明については、次のページの令和2年度一般会計9月補正予算案の概要で説明するので、そちらを御覧ください。

まず、社会教育施設等環境整備事業1億6,130万8千円です。

これは、社会教育施設等における衛生環境の改善と社会教育活動等の活性化を図るため、施設の改修等を行うものです。主な内容としては、手洗い水栓の自動化、窓のない更衣室等への殺菌装置の設置、大分県学校給食会が行う給食パンの個包装化の支援、オンライン配信も可能となるプラネタリウム機器の更新などです。

次に、県立高等学校等通学時感染防止対策事業8,969万4千円です。

これは、通学時にJRを利用する高等学校生徒の感染リスクの低減を図るため、再度の感染拡大が発生した場合に、スクールバスの臨時運行を行うものです。

次に、繰越明許費について説明します。

議案書15ページをお開きください。

このたびの7月豪雨の影響により資材調達等に支障が生じたことや、学校の夏季休業期間の

短縮のため、実施する予定であった工期が確保できなかったことにより、繰越しをお願いするものです。

内容としては、県立学校等学習環境緊急整備事業費は空調設備の新設などで7億2,469万8千円、高等学校施設整備事業費はトイレの洋式化、大規模改修工事などで7億18万2千円、盲ろう学校施設整備事業費839万2千円、支援学校施設整備事業費4,977万2千円はいずれも空調の更新です。

以上、合計で14億8,304万4千円となっています。

元吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見等はありませんか。

馬場委員 繰越しで、さきほど高等学校の施設整備事業費が出ましたが、新しい生活様式ということで、マスクとか、3密を避けるとか、いろんなことが行われ、高等学校の教室で40人が一つの基準になり、その中で授業をしていますが、夏に換気が必要になって、高等学校の教室にクーラーはほとんど入っていますか。

山上教育財務課長 普通教室には全て入っており、7月補正予算でお願いし、予算をもらいましたが、特別教室は、これまで付けていなかった15校176教室にも、週5時間以上の使用があるところには付けることで、相当数のカバーができています。これも密接になるのを避けるため、教室を多くするという目的です。

馬場委員 全国的にも高等学校で感染したという事例はあまりないと思うが、あの教室の中で、40人で1メートル以上の間隔はなかなか取りづらいと思います。現状として、教室の中で40人がマスクをしながら授業をしている状況と思うが、それは大丈夫ですか。

三浦高校教育課長 新型コロナウイルス感染症予防のため三つの密を避けるということで、換気、消毒をしています。スペース的な問題があり、なかなか40人の教室で距離を空けることはできませんが、中には少人数指導の授業もあり、できる限り3密を避ける形で指導を徹底しています。

元吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 委員外議員の方は、質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 ほかに質疑等もないので、さきほど審査した、警察本部関係部分とあわせて採決します。本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

元吉委員長 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、第93号議案大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について執行部の説明を求めます。

渡辺教育人事課長 議案書の42ページをお開きください。

第93号議案大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について御説明します。

委員会資料の4ページをお開きください。

1の改正の内容を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、国の第2次補正予算を活用し、市町村立学校の最終学年の学習機会の確保に必要な教員を追加配置するために、県立学校職員及び市町村立学校県費負担教職員の定数条例の改正を行うものです。

2の増減の内訳を御覧ください。市町村立学校教職員について、各市町村の要望等を踏まえ、小学校では9人の増、中学校では13人の増により、合計で22人の定数増となっています。

元吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

馬場委員 小学校で9人、中学校で13人、合計22人増えていますが、この財政的裏付けは、22人分の3分の1が国、あとは県が3分の2となりますか。どういう財政的な裏付けになっているか、教えてください。

渡辺教育人事課長 通常の加配と同様、3分の1が国費、3分の2は県費で、この分は交付税に算入されていく形です。

堤委員 久しぶりに増員の条例改正が出たということですね。ただ、小学校、中学校で22人ですが、まず小学校で何校、中学校で何校か、学校数を教えてください。

あわせて、いつも確認しますが、この22人はなかなか人がいない状況で、確保できる見込みがあるかどうか教えてください。

渡辺教育人事課長 学校数は、22人については22校です。人数と同様、小学校は9校、中学校は13校となっています。

それから、22人の確保の見込みは、委員言われるとおり、年度途中であり、今、確保していますが厳しい状況です。

ただ、できるだけ教員の採用2次試験、また今回は3次試験の発表を10月に予定しており、そういった機会を捉え、確保に努めます。

堤委員 そしたら、学校で一人増えると。小学校は9校。その9校で増える先生の活用というか、加配が増える分は具体的にどういう形を目指していますか。

それとこの前、今のところかなりの部分が決まっていないという話を聞いたんだけど、県教委としては当然早く見付けなければならないですよ。いつ頃、どういう形でと具体的に方向性を示さないと、いつまでたっても7人とか8人とかいう状況になってくると思いますが、そこら辺はどうですか。

渡辺教育人事課長 この分は、小中学校の学びの保障ということで、一人職員を入れることにより、少人数指導ができるような形で活用することになっています。

配置の考え方としては、現行1クラス平均人数が35人を超える学校に職員の加配を措置しています。また、配置にあたり、市町村教育委員会の要望、空き教室の状況等も踏まえ、22人の加配で対応するようにしました。

それから、22人の確保をどういう形でやるかは、新型コロナの関係で緊急整備事業ということもあり、できるだけ早急に対応したいと思

いますが、なかなか人員の確保は厳しい部分があるので、さきほども申し上げたあらゆる機会を通じて確保に努めます。

元吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 委員外議員の方は、質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 ほかに御質疑等もないのでこれより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

元吉委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、第94号議案物品の取得について及び第95号議案工事請負契約の締結について、一括して執行部の説明を求めます。

山上教育財務課長 議案書43ページをお開きください。

第94号議案物品の取得について御説明します。

委員会資料の5ページをお開きください。

予定価格7千万円以上の動産の買入れについては、大分県県有財産条例第2条の規定により、議会の議決に付すこととされていることから、今回のタブレット端末等一式の取得にあたり、審議をお願いするものです。

今回調達するタブレット端末は、県立学校全ての生徒に1人1台端末環境を整備するためのもので、県立高校に2万512台、県立中学に353台、特別支援学校に539台を今年度中に整備します。

契約の方法は一般競争入札、取得予定金額は11億2,719万8,248円です。契約の相手方は、ミカサ商事株式会社大分営業所です。

議案書44ページ、委員会資料6ページをお開きください。

第95号議案工事請負契約の締結について御説明します。

予定価格が5億円以上の工事請負契約については、議会の議決に付すべき契約及び特に重要

な公の施設の廃止に関する条例第2条の規定により、議会の議決に付すこととされていることから、審議をお願いするものです。

このたびの契約は、高等特別支援学校新築工事に係るものです。

工事の概要ですが、鉄筋コンクリート造6階建てで延床面積は4,545平方メートルとなっています。

契約の方法は一般競争入札で、契約金額は9億5,820万1,068円です。

工期は契約締結の翌日から令和4年1月31日までとなっています。契約の相手方は、梅林・後藤建設工事共同企業体です。

元吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

平岩委員 タブレットの一般競争入札が何者で入札されたのか、それから、梅林・後藤建設工事共同企業体が落札された特別支援学校の入札も何者が行ったかだけ教えてください。

山上教育財務課長 タブレット端末については、2者が応札しました。高等特別支援学校建築工事については、3共同企業体が応札しました。

堤委員 タブレットの関係ですが、基本的に1人1台という状況で、インターネット環境、ルーターの貸出しとかありますが、あわせて目の健康とか、民間企業にソフトを丸投げして活用するとか、いろんな問題点を指摘されています。そういう問題点は認識されているかどうかということ。

ただ、ICTが全てだめというわけではなく、確かに積極的に使うことにより、先生と子ども間の相互教育とか、いろんなことに使えますが、創意工夫あるような使い方をしていかなければならないと思います。そのため、ICT、タブレットを使いこなさなければならず、ICT支援員とかをきちっと全校に配置しないと、一人の先生に任せてしまうとまた過重労働になってしまうから、そこら辺の支援員の配置も含め、どう考えているか教えてください。

山上教育財務課長 目の健康等に関し、今後、使い方のルールを決め、先生や生徒に指導する

ので、そこら辺は十分気を付けていきます。

それから、支援員の全校配置は、基本的にICTは、あくまでもツールなので、通常携帯やスマホを使うように使いこなしていくことになります。当然それが使いこなせるようになるまでである一定の支援が必要ということで、今回、教育センターを中心に研修の充実をしています。

委員が言われる数には足りませんが、支援員については2人、それからアドバイザーを2人、計4人の専門家を配置し、10月1日からスタートする形でサポート体制をつくっています。**堤委員** そうするとその4人は、基本的に県下全部の高校と特別支援学校、おまけに県立中学校も全部面倒を見るわけでしょう。それを使いこなすための先生の研修があるということは、先生にすれば、ますます過重な仕事になってしまうわけでしょう。

本来はパソコンとかに詳しい方々を、当初は2校に一人とか、3校に一人とか配置するのが普通じゃないですか。先生に教えるのではなく、子どもを含めてそういうやり方がいいと思いますが、それをなぜしない。

山上教育財務課長 今のところ、全国的にやっているアンケート等の結果、大分県で子どものICT活用を指導できる教員やICTを活用して指導できる教員が約72%という結果になっています。

ただし、学校により、あるいは個人により格差があります。その格差をある程度縮めて、皆さんが使えるようになるための研修と支援員です。

多いに越したことはないかもしれませんが、研修と支援員、アドバイザーの2本の柱で教員のサポートをしながら、皆が使いこなせる環境をつくっていきます。

馬場委員 11億円というすごい予算をかけ、1人1台の端末の整備をしています。時代はやはりこういうICT教育が進んでいくと思います。オンライン授業とか、そういうことも含めてやられると思いますが、GIGAスクール構想について少し教えてください。一つの道具として端末もあると思いますが、GIGAスク

ール構想の中では、これからどういうものが考えられていくか、その辺を教えてください。

山上教育財務課長 GIGAスクール構想自体は文部科学省が提唱しており、基本的には義務教育の間です。

一つは、現在、将来的にICTを使いこなすのは当たり前の話になるので、児童生徒間である程度使いこなせるようになるのが目的です。

もう一つは、個別最適化ということで、今はどうしても先生一人で40人の生徒に教える中で、なかなか差があるところに対しては、少人数学級も含め、あるいは習熟度に応じた学級を含めた形でやっていますが、ICTを使うことにより、例えば、家庭学習でそれぞれのレベルに合ったドリルをし、それは先生が全部見れるので、そういったもので個別最適化という学習が深掘りできるようなことをGIGAスクール構想では求めています。

元吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 委員外議員の方は、質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

まず、第94号議案物品の取得について採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

元吉委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第95号議案工事請負契約の締結について採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

元吉委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に請願9国の責任による20人学級を展望した少人数学級の前進を求める意見書の提出について審査を行います。

まず、執行部の説明を求めます。

渡辺教育人事課長 請願9国の責任による20人学級を展望した少人数学級の前進を求める請願についての関係事項について説明します。

委員会資料の7ページをお開きください。

1の現状ですが、(1)にあるとおり、国は義務標準法で、平成23年度から小学校1年生のみを35人としています。

次に(2)本県の状況は、平成16年度から順次、小学校1年生、2年生、中学校1年生に30人学級を実施しています。令和2年度については、小学校10市町89学級、中学校16市町76学級で、30人学級編制を導入しています。

県全体では、児童生徒数が減少していることもあり、⑥小学校で73.3%、中学校で57.7%の学級が30人以下となっています。

次に8ページをお開きください。

少人数学級を取り巻く課題です。

まず、(1)のとおり、多額の財源が必要になります。1学年増加させるにあたり、人件費が約6億円、教室整備費が約4億円必要になると見込んでおり、全ての小中学校で導入すれば、人件費が約35億円、教室整備費が約22億円必要になる見込みです。特に、人件費は恒常に必要になります。

次に(2)教員の不足です。

棒グラフが全国の国立大学教員養成学部における卒業見込者数を、折れ線グラフが本県における小中学校教員の各年度末の退職者数を示しています。

国立大学教員養成学部の定員が、少子化に伴い大きく減少する一方で、本県では教員の大量退職期を迎えており、教員の需給バランスが取れていない状況です。

続いて9ページをお開きください。

(3)新型コロナウイルス感染症の対応です。

文部科学省の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルでは、本県は、感染者の散発的発生及び医療的体制に特段の支障がない段階であるレベル1に該当しています。

この場合、密集の回避のため、児童生徒数の間隔を1メートルを目安に取るようになっていますが、それぞれの施設の状況や換気等を行うことなど、感染リスクの状況に応じ、柔軟に対応することが可能とされています。

最後に国の動向等です。

国では、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、安全・安心な教育環境を確保しつつ、全ての子どもたちの学びを保障するため、ICTの活用とともに、少人数学級によるきめ細やかな指導體制の整備について検討が進められています。

今後、国の動向を注視するとともに、引き続き、国に対して少人数学級の推進や教育環境整備を要請していきます。

元吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

堤委員 今回の請願趣旨をよく見てほしいですが、国に対して求めているんですね。確かに県も独自にやりなさいという請願もこれまでありました。それについては、財源35億円とか22億円とか、説明をよくされますが、今回は国にぜひ20人学級をやってくださいと要請しているわけですから、県の財政状況は余分なことです。

県にやりなさいというのであれば、確かにこの問題は出てくるでしょうが、国としてやれということは、国も財源を出しなさいという意味だから、今回の請願の趣旨からすると、本県の状況はいいことです。

これを言うといろいろ反論してくるけど、実際、コロナの関係で一遍少人数をやっているわけです。分散登校とか、そういう現状を子どもたち、また、先生たちも実際体験しているわけで、それを本当に良かったという意見が、教育学会とか、育成アンケートとかで如実に出てきているわけですね。そういう点からすると、少人数学級、特に今回の請願は20人となっていますが、20人クラスというのは本当に必要なことだと思います。県も求めているんでしょう。

国に対して要請しているわけだから、県としてこの請願の趣旨についてどう思っていますか。

工藤教育長 委員は県の状況はいらぬという話ですが、現状がこうだということは、必ずきちんとベースで押さえないといけないということでお示しました。それ以上の他意があるわけではありません。

それから、少人数学級はこれまでもずっと求めてきているし、ただ、何人がいいかというところになると大きな議論があるでしょう。県は、20人にしてくれという要望をしているわけではありません。今のいろんな状況から考えて、それは国がどこら辺まで持っていけるかを議論されると思うし、その数について展望を持っているということではありません。

堤委員 この財源論についても、基本的なベースを伝えたいということだけど、国がもしこれができれば、県の財源は基本的になくなりますね。さきほど言った国庫負担金、あとは交付税で措置されるわけだから。それで国としてやるべきだというその部分は多分一緒だと思いますよ。

それと施設の関係は、一般質問でも答えているけど、いろいろ考えられるじゃないですか。仮に地域の公的な施設を借用するとか、団塊の世代が子どものときにプレハブ校舎とかあったでしょう。今のプレハブは、非常に住環境も良くなっているから、そういうのを場所を選んで造るとか。そうなれば、新たに教室を全部造り直す必要はないわけですね。将来的に何年かかけてやればいだけの話だから。やろうと思えば、財源論の知恵はいろいろ出てきます。それをやろうとしないから、これだけの金がかかるよと、これだけかかるなら大変だからという話につながってくるわけです。そういう議論ではなく、前向きにどうすればこの財源を少しでも少なくしてやっていけるか議論していかなければいけない。

最後に、国がどうこうということを書いているでしょう。これだけじゃないよね。全国の知事会とか、市町村議長会とか、また日本教育学会とか、珍しくここに経済財政諮問会議、骨太

の方針で規定されたでしょう。これは初めてですよ。これまで少人数については全く反対の立場だったのが、こういうふうにならぬ少人数集団の中での方向を検討すると、初めてこういうところが出てきたわけね。つまり、国としても考えている。だから、県の財源は別にして、この請願の趣旨は20人が一つの目安ですから。目安として20人が出されているということは、今、国会の中とか、いろんなところでも20人というのが一つの線になってきているわけです。私はよく30人とか35人と言ってきたけど、20人が一番ベストだと。

沖縄を見てごらん。海兵隊の子どもたちは20人でやっているのかな。それがやはり一番いいというのは、多分皆さんの認識は一緒なんです。それがいいという認識がまずあるかどうか、先に聞こうか。

工藤教育長 今答えたように、何人がベストかという議論は、県としてはつかみようがないと考えています。

それから、施設整備については、小中学校ですから、これは市町村です。県が財源を持っているわけではありません。

それと、この現状を示したところで分かると思いますが、端的に言えば大分市、別府市という状況になると。人口が集中しているところがぎりぎりで行っている。その小学校等の状況は委員もよく御存じだと思いますが、非常に厳しい中で40人ぎりぎりで行っている。そこに新たに教室を造ることになれば、全体をどうするかをまた市町村の中でも議論しなければいけなくなると思います。

即いろいろできる、プレハブでいいじゃないかという議論もありますが、それも恒久的な話ではないので、一時的なところで、はっきりしたハードのめどがないとやれないだろうと思います。

それから、20人という整理がどうかということは、私が特にどうこう評価するのは難しいです。いろんなことを条件に考えながら人数は決めていかなければいけないと思っています。

堤委員 この議論はずっとやってきたんだけど、

今回一番のメインは、国に対して要請をするという請願になっているから、ぜひそこら辺は認識してください。

さきほど40人学級の中で、県立学校、高校が40人を分けたいけど分けられないと。40人ぎりぎりの高校も小中学校も含め、実際できないでしょう。それで、1メートル空けて換気したり、いろいろしているでしょう。なぜ大人がこれだけコロナが危険だと言っている中で、子どもにその危険性を100%除去してあげようと思わないの。基本は2メートルでしょう。それを1メートルで換気をしなさいと言う。本来、優しい教育行政があっただけで済ませたいと思いがちですが、そこら辺はどう思いますか、教育長。

工藤教育長 今回のハードの環境の中でできることは全部やることで、いろんな対策を講じています。当然クーラーを付けっ放しで換気しなさいということも徹底しています。今の状況の中で即ハードをどうやる、こうやるということは非常に難しい問題があるので、今の状況の中でできることは全てやることで対応しています。

堤委員 いや、誰も今やれとは言っていないじゃないですか。今すぐやると言っていますか。請願として国に要請してくださいということでしょう。来年からするわけじゃないでしょう。

元吉委員長 ちょっと待ってください。これは請願なので、議会として……（「そちらで議論をしていただいて、県はちゃんとこういう状況にありますということを御説明するまでです」と言う者あり）

堤委員 そういうことを言いよるわけではない。こういう資料が出てくれば、当然その根拠を聞くでしょう。そして、請願の中身をどう判断しているんだと聞く、これは当然のことでしょう。その部分で判断するのはこっちだと。判断するのはこっちですよ。しかし、いろんな資料を提出してくるのは、そっちが出してきた資料に基づいてこちらは議論しているわけだから、この資料について疑義があるよと、こういうのは必要ないよという認識を持つのはおかしいですか。

（「いや、別におかしくないです」と言う者あり）そういうことです。

元吉委員長 請願はあくまで委員会の側で議論します。請願が採択された後、また要求してください。

ほかに質疑はありますか。

木付委員 20人というのが出ていますが、さきほど教育長が言われたように、果たして20人が本当に適正な人数かは私もよく分かりません。

今言われたように、別府市とか大分市は多分上の方でしょうが、私の国東市みたいに小規模校があるところは、20人ぐらいのクラスはたくさんあるわけです。そこで、果たして30人いる学級と比べ、20人で結果が出ているのか、何かデータがありますか。

中村教育改革・企画課長 これまで日本の学校教育の中で、何人学級であれば適切だということについて、はっきり示されたものはまだないと認識しています。現在の制度があって、少人数の体制を取ることを比較するところまではありますが、データがないということと、堤委員が言われたように海外との比較もありますが、単純に人数の比較だけではありません。例えば、人数が少ない場合は学年ごとでなく、異年齢との交流活動があったり、それぞれの国の教育制度があります。人数だけで比較した教育研究の結果はなかなか難しいと思っており、その点でどこがベストかは、子どもに対して実験的に行うのは難しいこともあり、結論が今見えているものではないと認識しています。

木付委員 例えば、財源ですが、大体教育行政の予算は決まっております。これだけ予算を投入したら、他のところを削らなければいけないような心配を私もしています。結論としては、現状で先生方を確保してもらって、都市部と周辺部はやはり違うので、その辺は認識してもらい、現状で教育をしっかりともらいたいと私は思っています。

平岩委員 小学校1年生に30人以下学級が導入され、本当にやりやすくなって、2年生、中学校1年生にも拡大され、本当に現場の人たちがやりやすい、ありがたいことになっています。しかし、小学校3年生になったとき、また4年

生になったときに、ギャングエイジのあのパワーにまた大変厳しい状況です。私は少人数学級を何とか実現するため、県が総額裁量制を利用してやっていますが、それを国がまず責任を持ってやってほしいという願いをずっと持って訴えてきました。

ただ、この請願が20人と限定しているので、ここで随分私たちは揺れましたが、今、国が少し動こうとしているときに後押しする意味で、私はこの請願を通してほしいと思い、賛成したいと思います。

馬場委員 20人が本当にどうかというのは難しいと思います。単純に比較できないと思いますが、海外では20人ぐらいになっているところが多いかと思います。さきほど平岩委員も言われた1、2年生で30人以下から3、4年生、中学校1年生から2、3年生と、本当にそのところが、子どもたち一人一人に関わっていける場所では必要だと思えます。

20人がいいかどうかは議論があると思いますが、今より下げていくという意味で、この請願には賛同できるかと思えます。

志村委員 議論は十分出尽くしたような感じがします。少人数学級、国もようやく動きが見えてきたのは御案内のとおりですが、これを何人にしたらいいかというのは議論をし、財源だけでなく、本当に生徒の環境にとっていいかというのはこれからだと思うので、この請願の趣旨は賛成できるものの、20人と特定することは、私は今の段階では議会として出すわけにはいかないという判断です。国の動向を見て、しっかりこれから少人数学級が実現するよう注視をしていくことが大事だと思っています。

元吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 委員外議員の方はありませんか。

高橋委員外議員 子どもの数が少ないことが子どもの学力、生活態度にどう影響するかは、なかなか数値として表れない難しいところがありますが、ほんの数年前まで実際に学校現場に立っていた者としてまず言えるのは、子どもの数が少なくなれば担任をしている教職員の負担は、

雑務を含め大幅に減る。当然その負担が減れば、その目を子どもたちに向けることができる。放課後でも、ちょっと先生忙しいからと言って子どもの話に耳を傾ける時間がなかったのができるのは明白だし、現場にいた者だとみんなそういうことを実感しています。それが子どもの指導、学力にいい影響を及ぼすのは間違いないと思います。

30人か20人かとなるとなかなか難しいところで、少なくなればなつたで、いろんな活動の中の弊害も当然のごとく出てきます。

ただ、今の40人ではやはり多過ぎる。様々な業務がある中では、40人近い子どもたちを見るのは、本当に今の学校現場の状況では難しい。さきほど言ったように教室の数の問題もあるし、1クラスがせいぜい30人からこの20人くらいが適当ではないかというのが、現場について最近までいた私の実感です。

元吉委員長 意見が出尽くしたので、これより本請願の取扱いについて協議します。

本請願について、いかがでしょうか。

〔「採択で」と言う者あり〕

元吉委員長 採択の発言がありました。それでは、採択についてお諮りします。

本請願については、採択すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

元吉委員長 御異議があるので、挙手により採決します。

本請願については、採択すべきものと決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

元吉委員長 可否同数であります。

よって、委員会条例第14条第1項の規定により、委員長が可否を決します。

委員長は、不採択とすべきものと裁決します。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があるので、これを許します。

まず、①から④の報告をお願いします。

中村教育改革・企画課長 大分県長期総合計画の実施状況について御説明します。

別冊を御覧ください。目標達成度の評価方法等については、既に警察本部から説明しているので省略します。

6 ページを御覧ください。

教育委員会は、発展分野の中で八つの施策を所管しており、目標の達成に向けて取組を進めていますが、それぞれの施策において設定している指標の中で、目標を達成している指標と未達成の指標についてそれぞれ主なものを御説明します。

252 ページをお開きください。ページ中ほどのⅡ目標指標の一番左、指標欄を御覧ください。

児童生徒の学力（全国平均正答率との比）ですが、表の中ほど、元年度の欄にあるとおり、小中学校ともに、達成度は100%となっています。

ページ下段のⅢ指標による評価の i にあるとおり、学校の組織的な授業改善や習熟の程度に応じたきめ細かな指導の充実等により、目標値を達成したものです。

引き続き、新大分スタンダードに基づいた授業改善に取り組むとともに、ICTを活用した効果的な授業を実践します。

続いて、264 ページをお開きください。

目標指標グローバル人材として活躍するための素地を備えた生徒の割合の達成度は109.6%となっています。

指標による評価ですが、グローバルリーダー育成塾などの従来からの取組に加え、スタンフォード大学遠隔講座やALTオンラインスピーキングレッスンなど、新たな取組を導入したことにより、目標値を達成したものです。今後も内容を充実させながら継続します。

続いて、268 ページをお開きください。

目標指標の i 不登校児童生徒の出現率の全国との比（小・中学校）については、国の調査公表時期の関係で、平成30年度の数値を用いていますが、達成度94.7%となっています。

Ⅲ指標による評価の i ですが、地域児童生徒支援コーディネーター、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー及びスクールソー

シャルワーカーなどの連携を強化したことにより目標値をおおむね達成したのですが、引き続き、教育相談体制の充実を図るとともに、不登校児童生徒を対象とした補充学習教室の拡充や、ICTを活用した家庭学習支援に取り組みます。

続いて、304 ページをお開きください。

目標指標の ii、総合型スポーツクラブの会員数について、達成度88.4%となっています。指標による評価の ii にあるとおり、魅力ある総合型クラブの育成に努めたものの、高齢者会員数の減少や若者等の新規入会者が伸び悩んだことから、目標値の達成が不十分となったものです。

総合型クラブおおいたネットワークと連携し、働く世代が好む運動プログラムの情報提供や、一人で気軽に取り組めるICTを活用したプログラムの提供などにより、クラブの魅力度を高めます。

続いて、308 ページをお開きください。

目標指標国際大会出場者数の達成度が71.1%となっていますが、こちらは、新型コロナウイルスの影響により年度末に予定されていた大会が中止となったことから、目標とする出場者数を達成できなかったものです。

今後も、国際大会への出場を継続するため、優れた資質を有するジュニア選手の発掘育成の強化等により、世界に通じる優秀選手の競技力の向上を推進します。

ほかに、教育庁が所管する施策として、文化財・伝統文化に関するものなどがありますが、指標の達成度がおおむね100%を超える状況となっており、施策は順調に進行しているものと考えています。

続いて、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価結果について御説明します。点検・評価結果報告書は別冊でお配りしていますが、概要資料にて御説明します。お手元の委員会資料の10ページをお開きください。

教育委員会は、毎年、教育委員会の担う事務の実施状況を点検・評価し、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表

しています。令和元年度の教育委員会の事務に関する点検・評価結果について御説明します。

点検・評価は、大分県長期教育計画（『教育県大分』創造プラン2016）の目標指標を用いて、学識経験者などの御意見をいただきながら実施しています。

昨年度に、大分県長期教育計画2020改訂版を策定しているため、改訂後の長期教育計画で設定した目標指標に基づき、点検・評価を行いました。

11ページを御覧ください。

各目標指標の達成状況についてです。

まず、ページ右上を御覧ください。達成率の評価基準は、100%以上で達成、90%台を概ね達成、80%台を不十分、80%未満を著しく不十分とする4区分で分類しています。

全体で見ると、上段の円グラフにあるとおり、達成及び概ね達成となった指標の合計が全体の86.8%となっており、全体の達成率から見ますと、施策は概ね順調に進行しているものと考えています。

また、学校教育・社会教育・文化・スポーツの四つの分野別に達成状況を見ると、矢印の右側の表にあるとおり、学校教育では90.7%、社会教育では80%、文化では100%、スポーツでは50%が達成若しくは概ね達成となっており、学校教育とスポーツの分野で著しく不十分が合計五つとなっています。

12ページを御覧ください。

一つ一つの目標指標ごとの達成率を、レーダーチャートで表しています。指標の数が多いので、レーダーチャートは二つに分けていますが、点線で表示しているラインが、達成率100%を表すラインであり、内側にへこんでいれば達成率が100%未満であることを示しています。

なお、下段のレーダーチャートには線が切れている部分が3か所ありますが、これは、昨年度に行った長期教育計画の改訂に伴い新たに設定した指標で、令和元年度の実績が取れないものです。本年度から取組のデータを取り、次年度以降の点検評価で達成度をフォローしていきます。

続いて、13ページの下段を御覧ください。

達成率が著しく不十分となった指標についてです。1か月に1冊も本を読まない児童生徒の割合です。これは小学校と中学校で2指標分です。知的障がい特別支援学校高等部生徒の一般就労率、ICT活用を指導できる教員の割合、これらの指標が令和元年度に目標達成率が8割未満となったものです。概要資料では、分析・課題を記載しています。点検・評価結果報告書では、分析・課題・取組状況の詳細も記載しています。

なお、一番下の欄外に記載している、世界に羽ばたく選手の育成（国際大会出場者数）の目標指標も達成率が著しく不十分という結果でしたが、これは新型コロナウイルス感染症の影響による国際大会の中止が影響したものと分析しています。

達成率が著しく不十分となった指標については、教育委員会会議や学識経験者や保護者などを委員とする大分県長期教育計画委員会の場で、それぞれの課題や今後の対応等について御意見を頂戴しています。今回の点検・評価の結果を踏まえ、今後の教育行政の施策に適切に反映していきます。

渡辺教育人事課長 損害賠償に係る求償等について、御報告します

委員会資料の14ページをお開きください。

まず、求償権住民訴訟の判決についてです。

9が最高裁判決の内容で、元教育審議監に対し、「2,682万4,743円及びこれに対する遅延損害金の支払を請求せよ。」との判決がなされました。これは、複数の公務員が共同して故意によって違法に他人に加えた損害を国や自治体が賠償した場合の求償権については、連帯して求償債務を負うものと解すべきであるとの判断によるものです。

なお、判決に基づき、元教育審議監などに対して、地方自治法に定められた判決確定日から60日以内の日、9月14日を期限として支払を求め、既に元教育審議監などから全額の支払がなされています。

15ページをお開きください。続いて教員採

用取消訴訟に係る求償についてです。

1の求償権の行使の可否についてですが、
(1) 中学校教諭の事件については求償せず、
(2) 小学校教諭の事件については求償することとし、求償権住民訴訟の最高裁判決を踏まえ、平成19年度当時に違法な採用処分に関わった元教育審議監・元義務教育課副主幹に対し、連帯して461万3,150円の支払を求めることとしました。

16ページをお開きください。

損害賠償事件に係る求償について御説明します。

平成28年7月、中津東高校柔道部の顧問教諭が生徒の頬をたたくなどの暴行を行ったことに係る訴訟結果に基づき、原告に支払った賠償金180万6,615円について、当時の元柔道部顧問に対し求償を求めることとしたもので、既に同教諭から支払がなされています。

続いて、教員の酒気帯び運転での検挙について御報告します。

委員会資料の17ページを御覧ください。

まず、1の県立学校職員が酒気帯び運転で検挙された事案についてです。検挙された職員は大分市内の県立学校に勤務する49歳男性教諭です。令和2年8月29日土曜日午前3時頃、大分市東大道において、自家用車を運転中、警察官より停止を求められ、アルコール検査を行った結果、呼気1リットル当たり0.35ミリグラムであったため、酒気帯び運転で検挙されました。

県教育委員会としては、綱紀肅正・服務規律保持について改めて通知するとともに、令和2年8月30日日曜日に県立学校長会議を開催、校長から全職員に対して綱紀肅正、服務規律保持について徹底するよう指示しました。

次に2の宇佐市立学校教諭が酒気帯び運転で検挙された事案について報告します。

令和2年9月8日火曜日午後8時頃、宇佐市大字上田において、自家用車を運転中、警察官より停止を求められ、アルコール検査を行った結果、呼気1リットル当たり0.23ミリグラムであったため、酒気帯び運転で検挙されたも

のです。

宇佐市教育委員会においては、令和2年9月9日水曜日に緊急校長・所長会議を開催し、県教育委員会では、綱紀肅正・服務規律保持について改めて通知しました。

県民をあげ、飲酒運転撲滅を進めている中、このような事態になったことは大変遺憾なことであり、今後処分については、事実確認の上、厳正に対処します。

元吉委員長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

平岩委員 2点あります。

1点は、教育に関する事務の管理で著しく不十分となった指標についてです。知的障がいのある方の就労は相手があることだし、本当に難しく、努力されていると思います。しかし、1か月に1冊も本を読まない児童生徒の割合がなぜこんなにあるのかとても不思議です。

というのが、学校では、小学校は図書の間があるし、高校に至っても朝読書の時間がちゃんとありますね。その中で、私は児童生徒は本を読んでいると思っていましたが、なぜいつもこんなに高いのかな、カウントの取り方が私が思っているのと違うのかなと思っています。

いずれにしても、本を読む子に育ててほしいし、本の中でいろんなことを学んでほしいし、自分を成長させてほしいといつも思っているのので、このことについて教えてください。

それともう1点、これは答えを求めませんが、求償権③の2の問題です。このことは県採用汚職事件の一連の組織ぐるみのもので、とても残念で、いまだにはっきりと誰が何をしたということが明らかにされないままです。もちろん悪いことをした教職員が逮捕され、罪を償ったということですが、③の2の2人に461万円を求償するように言われています。

元審議監は、本当に贈収賄をしたんですよね。だけど、この副主幹は恐らく上司がこうやれ、ああやれというところで作業をせざるを得なかった。恐らくそのポジションにいた人は、何年

も前から同じようなことをやらされていたろうなと思います。

だから、私はこの求償権のことが発表されたとき、近畿財務局の赤木さんと同じなんだなと正直思いました。この縦社会の中において悪いことをしたんですよ。悪いことをしたけど、上司がこうやれと言ったときに嫌ですとどれだけの人が言えるかなと思ったら、本当に残念でなりません。

もう12年たつから、すごく長い間苦しんで苦しんで、何とか人生に折り合いを付けようと思っていたら、最後に461万円を2人で分けて払いなさいというのが来た。これで終わりにしたい気持ちもあるかもしれないけど、私は組織が行ったことなのに、背景となるものは何ら明らかにされず、結局こういう形になったのが本当に残念で悔しいです。この12年間、どんな気持ちで生きてきたのか、私はどう見ればいいのかと苦しみました。ここでしかこのことは言えないと思ったので、この求償権③の2についてだけ意見を言いました。

内海義務教育課長 さきほどの不読者の件についてです。

何らかの形で一斉読書をしている学校は、小学校が99.2%、中学校が59.0%ですが、中学校で一斉読書をしていない学校47校のうち、44校は1、2年生で実施しています。いずれの学年でも実施していない中学校は3校のみで、言われるとおり、時間が確保されていないわけではありません。

学校図書館を活用した授業についても、小中学校とも国語科を中心に90%以上の学校が図書館を活用した授業を展開しています。

問題になるのは、1冊を読み上げることができない子どもが一定数いることです。読書だから、最初の2、30ページは非常にエネルギーがいるわけですね。そこを越えると、読む楽しみとか、わくわくする気持ちとかも生まれますが、そこまでたどり着かない子どもが一定数います。

読書指導においても、学級担任とか図書館の司書、司書教諭が個に応じた指導をしっかり持

ってしていくことが今後求められると考えており、そういった研修等も考えています。

堤委員 16ページの損害賠償事件の中津東高校柔道部の関係は、判決を受け確定していますが、いろいろ話も聞いたり、報道とかを聞いてみると、なかなか信じてもらえない。子ども自身が不登校になり、人間不信になって、お父さんも大変な状況に追い詰められていった経過を痛切に感じますね。

そういう点では、当然こういう事件は絶対に起こしてはいけないし、二度と起きないように対策は取るだろうけど、学校側の対応と教育委員会としての対応について、どう認識し、今後再発防止を徹底していくか。特に柔道という非常に危険性を伴う——きちっとした指導の中でやればいいですが、こういうものに対する指導の在り方を含め、どうなんですか。

渡辺教育人事課長 部活動での不適切な指導事案の発生があり、教育委員会でもこういった事案について、機会を通じて指導等を行っています。

今回の議案について、先方の主張の中の事実認定、また、法的な判断において県の主張についても認められたし、事案の早期決着を図る観点から控訴しないこととし、判決が確定し、その後求償で対応した事案です。

こういった体罰の事案等については、私もいろいろな懲戒事案等がある都度、学校現場に対し、体罰はいかなる場合も許されないと指導しており、再発防止に努めます。

加藤体育保健課長 今回の事案は、特に運動部活動での体罰事案で、体罰が発生しやすい状況が起こり得るので、特に運動部活動の指導者に対し、ガバナンス、そして適切な指導で、県が発出した運動部活動の方針等の徹底について研修を行いながら、体罰防止に努めています。

元吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 ほかに御質疑等もないので、続いて⑤から⑦の報告をお願いします。

内海義務教育課長 令和2年度大分県学力定着状況調査の結果について御報告します。

委員会資料18ページをお開きください。

1 調査の概要を御覧ください。調査は6月22日から25日の期間に、質問紙調査は全ての学校で、学習調査は(4)に示す9市町で実施しました。この期間での実施を見送った市町村にも、問題用紙等を提供し、児童生徒の学習状況の把握及び取組の検証改善に活用できるようにしました。

2 学習調査結果の概要を御覧ください。県全体の教科別偏差値平均は、小学5年生、中学2年生とも、全ての教科・区分で偏差値50を超えました。

19ページを御覧ください。3は市町村立学校の偏差値の推移です。4は解答状況から見えてきたことです。昨年度3学期の指導内容については、臨時休業の顕著な影響はみられませんでしたが、また、記述式の問題の無解答率についても昨年度と同程度でした。

5は低学力層の割合とその推移を示しています。表の点線で囲んだ偏差値34以下の割合は、小中学校とも全ての教科で標準7%より少なく、良好な状況です。

20ページを御覧ください。ここからは、全学校が実施した質問紙調査の結果です。

質問の③④からは、小中学生とも、友だちを気遣いながらよりよい人間関係を築こうとしている様子が見えがえします。

小学校で気になることは、①教科の勉強が好きだと回答した割合がやや減少傾向にあること、また、⑤⑥のように「将来の夢や目標がある。自分にはいいところがあると思う」と答えた割合が例年に比べて減少していることです。

中学校は、①教科の勉強が好き、②勉強が分かっていると回答した割合が増加しています。しかし、⑦自分で計画を立てて勉強する生徒が半数程度であることや、⑧平日にテレビゲームを2時間以上する生徒が増加していることなどは改善していく必要があります。

21ページを御覧ください。今、申し上げたような結果を分析し、4点にまとめました。

1点目、コロナ禍においても調査した児童生徒については、一定レベルの学力が身につけていると捉えます。

2点目、小学校では、若年層の教員が急激に増加しています。これまで積み上げてきた授業づくりのスキルの継承を組織的に進める必要があります。

3点目は、自立した学習者の育成に取り組む必要があること、4点目は、自己肯定感を高め、夢や目標を持たせる指導や支援が一層求められていることです。

今後の取組の重点を2点設定しました。

一つ目は、小学校の若手教員の授業力を高める組織的な取組の推進です。具体的には、①今年度全ての教員に配布した2020からの新しい授業づくりハンドブック等の指導資料を用い、校内研修等の充実を図ります。また、②昨年度から導入している小学校高学年の教科担任制を推進し、十分な教材研究に基づく分かる・楽しい授業づくりを進めます。さらに、③今年度、県内に44名配置した授業力向上アドバイザーは、若手教員の日々の授業に対し、きめ細かな指導や支援を行っています。この取組をさらに充実させ、若手教員の個々の状況に応じた指導力向上の取組を進めます。

取組の二つ目は、ウィズコロナにおいても特別活動や体験的な学習を保障し、自己有用感や達成感を味わうことができる活動を生み出していくことです。また、全児童生徒に配布しているキャリア・ノートの活用により、目標を持って生きる意欲や態度の育成を目指します。以上のような取組を市町村教育委員会と連携し進めます。

木下文化課長 大分県文化財保存活用大綱について、御説明します。

委員会資料の22ページをお開きください。

平成31年4月の改正文化財保護法の施行により、都道府県では、域内の文化財の保存・活用に関する基本方針となる文化財保存活用大綱を策定することができるようになったため、今年度末の完成を目指して進めています。

2の組織にあるように、文化財や防災、観光

・地域振興などの専門家による策定委員会を組織し、県庁内の策定ワーキンググループや市町村連絡協議会で検討を行っています。

大綱の基本方針は、地域とともに「活かして守る」大分の文化財としています。そして、目指すべき姿として、①住民が地域の文化財の情報を共有すること、②教育資源をはじめとする様々な地域資源として文化財の活用を図ること、③文化財を活かした地域振興で地域の活性化を進めること、④持続可能な文化財の保存体制を構築することを考えています。

大綱の記載事項については、4にあるとおり、文化庁の指針に基づき、大分県の文化財の特色や地域の文化財を取り巻く状況、文化財の活用の在り方や人材育成、市町村への支援、防災・災害発生時の対応など県の取組を記載していきます。

今年度は7月に大綱策定委員会、8月に県文化財保護審議会において協議しました。

この大綱は、今後、市町村が策定する文化財保存活用地域計画の基礎となるので、大綱策定委員会での協議やパブリックコメントを行いながら、令和3年3月の完成に向けて取り組みます。

加藤体育保健課長 第2期大分県スポーツ推進計画の骨子について御報告します。

委員会資料の23ページを御覧ください。

1の構成についてですが、今回の計画は、3章構成の総論と2章構成の各論の2編構成とします。現行計画からの変更点は、第2編の中に、第2章として計画推進のためにを新設し、計画の評価とそれらを活用した施策の見直しについて明記するとともに、スポーツ推進のための各施策が社会に及ぼす影響について整理します。

2のスポーツの範囲についてですが、本計画においては、ルールに基づいて勝敗や記録を競うものだけでなく、健康づくりのためのウォーキングや気分転換の軽い運動、自然に親しむアウトドアスポーツ、野外活動やレクリエーション、介護予防のためのトレーニング、さらには学校で行われる体育や運動部活動等、多様な身体活動や社会参加の機会を対象とするとともに、

その身体活動に付随する「する」、「みる」、「ささえる」等の多様な取組についてもスポーツの範囲としたいと考えています。なお、本計画におけるスポーツの範囲については現行計画から変更していません。

3の基本理念及び基本目標についてですが、基本理念についてはスポーツを取り巻く状況の変化等を踏まえた上で、現行計画を充実・発展させるために策定することから、現行計画を継承します。

基本目標については、上位計画である県長期総合計画及び県長期教育計画との連動性が明確となるよう、これまでのテーマ構成を変更し、生涯にわたってスポーツに親しむ機運の醸成、県民のスポーツを支える環境づくりの推進、世界に羽ばたく選手の育成、スポーツにより地域の元気づくりの四つとしたいと考えています。

24ページを御覧ください。

策定までのスケジュールについては、今後策定委員会とテーマ別作業部会において素案を検討、大分県スポーツ推進審議会で作案を作成し、本委員会に報告します。

その後、来年3月の教育委員会で議決、年度内に公表する予定です。

元吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

馬場委員 学力状況調査結果の21ページ、ウィズコロナにおける特別活動や体験的学習の保障のところで出ていますが、これからコロナとともにどう特別活動とか体験活動を組んでいくか、それぞれ学校の規模により違うかも分かりませんが、どのように推進していくか。行事が短縮されたり、カットされたりがかなり増えているような気がしますが、その辺のやり方をお尋ねします。

それから、コロナで不登校の子どもたちは増えたか減ったか。九州の中では、小学校が千人当たりでは大分県がトップで多いと思います。中学校、高校も2番目ぐらいになっていると思います。

この不登校の子どもたちがコロナで学校に来

るようになった事例もあると思いますが、逆に増えている状況があるかどうか。

三つ目に、高校入試についてです。インフルエンザ、またはコロナが増えてくる可能性もあると思いますが、入試についての取扱いはどうなっていくかなと思ったのでお尋ねします。

内海義務教育課長 ウィズコロナにおける特別活動、生徒会活動等の保障についてですが、学びの保障ということで授業数が削減されたり、行事等が縮減されたりしている状況があり、刻々と状況は変化しています。状況にあわせてカリキュラムを常に見直し、できる限り子どもたちの達成感とか自己有用感を味わわせる活動を行っていくことが大事と考えます。

例えば、大分市で最も大きい小学校では、体育大会の開催にあたり、当然密になるので、学年ごとに開催日を変え、団を決めて、最終的に合計を出すような工夫をしています。

そういう体験の工夫をしながら、既存の意味ある行事等を行っていく方向を示すことが大事で、一つ一つの行事や活動に目標を持たせ、振り返りをしっかりやる丁寧な取組が今後必要になってくると考えます。

箕田学校安全・安心支援課長 不登校についてお答えします。

例年度と比べてですが、まず不登校の日数、学校の授業日数が単純に例年とは比較できない部分があり、8月の中ほど——お盆前まで学校がある状況だったので、現在集計中です。

いずれにしても、コロナ禍において一人一人心の変化があると思うので、各学校にはそういった状況を早期に察知し、対応するようお願いしています。

三浦高校教育課長 高校入試について、従来、インフルエンザに罹患したと申出があった生徒については別室等で受験する措置を行ってきました。

新型コロナに感染した、若しくは感染の疑いがある生徒が発生した場合、別室というわけにはなかなかいかないのでは、追検査等も検討している状況です。

なお、コロナ対応で考えられる教室の人数等

も今検討しています。

元吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 委員外議員の方はありませんか。

高橋委員外議員 県の学力定着状況調査の件ですが、今回は6月に実施されました。3月にコロナの関係で急に全国一斉休校で、4月、5月まで学校の始まりがずれ込んだところもかなりあります。卒業式、入学式、始業式、遠足や修学旅行、社会見学、子どもたちが楽しみにしているような行事も中止、延期、縮小される中、この学力定着状況調査だけは予定どおり行われました。済んだことですが、やる前に今年は状況的には非常に厳しい、全国の学力テストも中止になった中で今回は見送ろうという検討はなかったかどうか。最終的には各市町村の意向になると思いますが、そういう検討の余地はなかったのかということです。

来年度、このままコロナが収束してくれることを強く願っていますが、今、収まったかなと思ったらまた増えるという波がある中、来年度もまたこの5月、6月の時期はどうなるか分からない中で、現段階ではどういう方向性になっているかお尋ねします。

内海義務教育課長 学力調査についてですが、これまで県内の小中学校は、目標達成に向け、できるだけ客観的なデータに基づき取組の検証、改善を繰り返すことで、学校経営、学力向上の取組、また、豊かな心の育成の取組などの改善を組織的に進めてきました。国や県の学力調査は、それらの検証、改善の貴重な資料として活用されてきたと認識しています。

臨時休業が子どもたちの学力や生活面にどのような影響を与えているのか、特別な状況下だからこそ、子どもたちの実態を客観的に把握し、問題を絞り込み、指導の改善の方向性を共通理解して組織的に進めていくことが大事だと考えました。

ただ、市町村により、臨時休業の状況とか分散登校の状況が様々だったので、今回は市町村にどのような形で参加するのか選択してもらいました。今回得られた様々な結果は、調査をして

いない地域ともしっかり共有し、次の取組を進めていきます。

来年度は、全国調査を5月末に実施する予定で、県調査については、早い段階でフィードバックが欲しいということなので、例年どおり4月中旬に実施する方向で今検討しています。

高橋委員外議員 いろいろ聞いてみると、今、学校現場はこれまでとは全く違う教育課程の組み直しや、遅れた授業を取り戻す対応、またコロナにおける子どもたちのメンタル面の対応、思いもしなかった業務が重なっているようですね。

学力定着状況調査も大切だとは思いますが、やるとなると、現場もその準備をしなければいけない。そういう意味で、さらにプラスとなることもあるので、来年度以降のコロナの状況、学校の状況を丁寧に見た上で、判断する方が、よりきちっとした子どもの指導もできるのじゃないかと聞いているのでお伝えします。よろしくをお願いします。

元吉委員長 では、続いて⑧の報告をお願いします。

加藤体育保健課長 公社等外郭団体の経営状況等を御報告します。

お手元の資料県出資法人等の経営状況報告概要書県有地の信託に係る事務の処理状況報告概要書の30ページを御覧ください。

まず、公益財団法人大分県スポーツ協会についてです。

項目2を御覧ください。

県は、資本金等の総額1,395万8千円の14.3%にあたる200万円を出資しています。

次に項目3の事業内容です。本協会は、スポーツを振興し、県民体力の向上とスポーツ精神の養成を通じて、心身の健全な発展を図ることを目的とし、1の国民体育大会等の各種スポーツ大会における競技力の向上に対する助成や、指導者の資質向上等を図る事業等を実施しています。

次に項目4の令和元年度の決算状況ですが、左側の正味財産増減計算書を御覧ください。経

常収益2億6,949万円に対して、経常費用2億6,866万8千円となっており、当期経常増減額は、82万2千円のプラスとなっています。

次に項目5の問題点及び懸案事項ですが、県からの負担金が経常収益の8割を超えていることから、引き続き、安定的な自主財源の確保が必要と考えます。

最後に、対策及び処理状況ですが、財政基盤の確立に向け、引き続きホームページ等の広報を通じて、企業・個人に対する賛助会員の拡大に努めます。また、事業の遂行に組織的に取り組めるよう、県としても指導・協力を行います。

山上教育財務課長 続いて、公益財団法人大分県奨学会の経営状況について御報告します。

47ページ項目2を御覧ください。

県は、資本金等の総額20億3,417万3千円の23.4%にあたる4億7,591万1千円を出資しています。

項目3の事業内容ですが、高校生や大学生に対して奨学金の貸与を行っており、平成31年度は、高等学校等奨学金は、延べ1,645人に対し3億9,485万5千円、大学奨学金は、339人に対し1億9,452万円、合計延べ1,984人に対し5億8,937万5千円を貸与しています。

次に項目4の元年度決算状況ですが、正味財産増減計算書の下から2行目の正味財産期末残高は、40億5,381万1千円であり、当期の正味財産増減額は、8,046万1千円の減となっています。正味財産が減少した理由は、保有債券の時価が下落したことにより、基本財産の評価額が減少したことが主なものです。

項目5の問題点及び懸案事項については、奨学金の返還時期を迎える対象者の増に伴う滞納者の増加等により、返還率は80%を下回る状況にあることから、将来の奨学金事業の財源確保と法人経営の安定化のため、返還金の確実な回収が課題となっています。

項目6の対策及び処理状況については、平成24年度から債権回収に専ら従事する職員を2名に増員するとともに、債権管理に精通した人

材を配置し、裁判所に対する支払督促申立等による積極的な債権回収に取り組んでいます。

元吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 委員外議員の方は、質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 別に御質疑等もないので最後の報告をお願いします。

三浦高校教育課長 県立学校学生寮（竹田市設置）における事案についてです。竹田市が所管する久住高原農業高校学生寮で寮監が寮生に飲酒を勧める事案が発生したので御報告します。

まず、概要についてです。9月21日月曜日午後3時半頃、竹田市会計年度任用職員である寮監60代男性と、60代女性の2名が寮監室内で飲酒し、訪れた生徒ら4名に対し飲酒を勧め、生徒は少量を口に含んだとのことでした。

対応状況についてですが、学校からの一報を受け、竹田市に対し速やかな調査と厳正な処分を要請し、本日午前10時、竹田市が公表しました。

また、被害を受けた生徒への心身のケアと保護者への十分な説明について学校に指示を行っています。今後は生徒たちが安心して規律ある寮生活を送れるよう竹田市と再発防止策を協議していきます。

元吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 委員外議員の方は、質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 別に御質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

清田副委員長 運動会、体育祭、文化祭の季節ですが、結構やっているとは思いますが、逆にコロナの関係で中止したところや、観客制限と

か、何か指針があるのかその辺の状況と、もう1点は、接触確認アプリCOCOAの教職員の導入状況等、その辺の指導がされているかどうかお聞かせください。

加藤体育保健課長 体育大会、運動会等の実施状況は、さきほど内海義務教育課長からも話があったように、各校とも様々な工夫をしながら実施しています。

義務制全ての学校の把握はしていませんが、県立学校は、様々な工夫をした上で体育大会等は実施している状況です。

内海義務教育課長 義務制についても、ほぼ全ての学校が9月、10月中に体育祭、運動会を実施しています。

保護者の観客人数について何らかの制限を設けたり、時間短縮で午前中の取組にしたりという学校が多いです。

加藤体育保健課長 さきほど全ての県立学校と言いましたが、6校で残念ながら中止決定という情報が入っています。

友成特別支援教育課長 県立の特別支援学校については、5月実施の学校が非常に多く、その時点で中止を決めている学校がほとんどです。

なお、実施する学校は、10月に2校が実施を予定していますが、規模を縮小したり、同窓会とか、そういった方の参加を見合わせるなどし、工夫しながら進めています。

阿部福利課長 接触確認アプリCOCOAの導入状況ですが、総務省や厚生労働省から通知が来て、その分については、県立学校、教育庁職員、市町村教育委員会に対して活用の推進とアプリインストールの勧奨、内容を含んだ通知を知らせ、利用促進に努めています。

また、県立学校については、私どもが独自に衛生委員会の状況を確認する学校巡回で一校一校アプリを紹介し、幹部や衛生管理者を招いた会議で職員全体にアプリを推進するようお願いしています。

市町村の状況や導入率については把握していません。

堤委員 変形労働時間制について教えて。

いよいよ来年4月施行で、条例の改正準備を

していると思いますが、いろいろな通知の中で実質適用する前の年度の上限時間以内での雇用関係という範囲とか限定されているよね。

今年度はコロナの関係とか、いろいろ判断は難しいと思いますが、そこら辺はどうするのかということが一つ。

これは学校がするしないは任意ですから、来年はほとんどしないと思いますが、仮に再来年から実質的になったとき、うちはしないよというところについて、県教委としてはどういう対応をするか、その2点を教えてください。

渡辺教育人事課長 まず、変形労働時間制は、さきほど委員言われたとおり、上限の内容だったり、国から示されている措置を講じた上で導入します。

それと、市町村の導入についてですが、この変形労働時間制の導入、給特法施行が令和3年4月からとなっているので、そういった施行の時期を頭に置き、条例等の改正に向け準備を進めますが、今後、市町村の導入状況は、今の段階で仮定の御質問にはなかなか答えかねます。市町村等にもそういった法改正が背景にあるので、導入について働きかけていきます。

堤委員 ちょっと分からなかったのですが、講ずべき措置に対する指針の中で、適用とする期間の前年度において上限時間の範囲内であることという通達が出ていますね。つまり、来年4月から適用しようと思えば今年度でしょう。今年度が10時間以下でなければいけない。その調査は、コロナがあって、タイムカードとか、いろいろとしているでしょう。そういう調査をして、大体どうですか、オーバーしている状況ですか。

もう一つ、これは任意だから県が強制できるようなものではないでしょう。法律で決まったとしても、参加するしないは学校側が判断するのか、それだけ確認しておきます。

渡辺教育人事課長 適用に向け、県立学校においては、タイムレコーダーによる把握を毎月しているの、そういった状況を確認しながら対応します。

また、導入については、委員言われるとおり、

学校ごとという部分があるので、そういったところも見ながら対応します。

高橋委員外議員 これは数人の教職員のみにしか聞いていないので、みんなの御意見かどうか分からないですが、今回、コロナでかなり出張とか研修が中止とか、オンラインを使用したことで随分楽になったと。研修をオンラインでやるから行き帰りの時間がいらないと。片道30分、または1時間かけて大分近辺まで来る必要がなくなったので、その間、子どもの指導にあたるし、これまでは誰かに子どもを任せ、慌ててばたばた学校を空けていたのを、子どもをきっちり帰した後、職員室でそういう研修を受けられて非常に良かったという声も聞いています。管理職もかなり余裕ができたのか、子どもや学校のことがよく見えるようになったという声を聞きました。

今後、そういうオンラインを使っただけの研修とか、会議とか出張を進める方向性があるかどうか、お願いします。

渡辺教育人事課長 長期教育計画の中でも、Web研修を昨年度から30%以上導入し、段階的に進めていくという方向性を示しています。

特にこういったコロナ禍という部分もあるので、教育センターでも、さきほど言われたようにオンライン研修の割合を増やし、往復にかかる移動時間等の縮減も図っていきます。

元吉委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 ほかにないようなので、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

委員の皆さまはこの後協議を行うので、このまま御着席願います。

〔教育委員会、委員外議員退室〕

元吉委員長 それでは内部協議を行います。

まず、閉会中の所管事務調査の件についてお諮りします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中の継続調査をしたいと思いますが御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

元吉委員長 御異議がないので所定の手続を取ることになります。

次に、今年度の県外調査ですが、新型コロナウイルスの影響で実施の有無を延期していました。私としては、状況を勘案して、県外調査の代わりに、県内を1泊2日で、学校を中心に調査したいと考えています。事務局に案を説明させます。

〔事務局説明〕

元吉委員長 以上、説明させましたがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

元吉委員長 御異議がないのでそのようにします。なお、日程や詳細については私に御一任ください。

次に、参考人招致やテーマに沿った調査の実施についてです。これまでも常任委員会の活性化の観点からそれらを積極的に行ってきました。

私の案として、今年度は教育におけるICT人材の育成をテーマに、情報科学高校に新設された、株式会社オートボックスセブンの研究室が行う、共同授業を現地調査したいと考えています。事務局に案を説明させます。

〔事務局説明〕

元吉委員長 以上、説明させましたがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

元吉委員長 それでは事務局に調整させます。

こちら日程や詳細については私に御一任ください。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 別にないようなので、これをもって委員会を終わります。

お疲れさまでした。